別表六の二（五）付表　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

各連結法人における試験研究費の額		1	円	個別税額控除割合の計算	(6) ＝ 0 の場合	11	0.085
各連結法人の試験研究費の額の合計額 （各連結法人の(1)の合計）		2			(10) ＞ 10％の場合の控除割増率 $((10)-\frac{10}{100})\times 0.5$ （0.1を超える場合は0.1）	12	
特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(九)「3」}}{\text{別表六の二(九)「1」}}$		3			連結親法人事業年度が令和３年４月１日前に開始した連結事業年度の場合 (8) ＞ ８％の場合 $\frac{9.9}{100}+((8)-\frac{8}{100})\times 0.3$	13	
各連結法人における特別試験研究費対象金額 （別表六の二(九)付表「1」）×(3)		4	円		(8) ≦ ８％の場合 $\frac{9.9}{100}-(\frac{8}{100}-(8))\times 0.175$ （0.06未満の場合は0.06）	14	
各連結法人における差引試験研究費の額 (1)－(4)		5			個別税額控除割合 ((11)、(13)又は(14))＋((11)、(13)又は(14))×(12) （小数点以下３位未満切捨て） （0.14を超える場合は0.14）	15	
個別増減試験研究費割合の計算	各連結法人における比較試験研究費の額 （別表六の二(七)「5」）	6			連結親法人事業年度が令和３年４月１日以後に開始する連結事業年度の場合 (8)＞9.4％かつ連結親法人事業年度が令和５年３月31日以前に開始する連結事業年度の場合 $\frac{10.145}{100}+((8)-\frac{9.4}{100})\times 0.35$	16	
	個別増減試験研究費の額 (1)－(6)	7			(11)及び(16)以外の場合 $\frac{10.145}{100}-(\frac{9.4}{100}-(8))\times 0.175$ （0.02未満の場合は0.02）	17	
	個別増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8			個別税額控除割合 ((11)、(16)又は(17))＋((11)、(16)又は(17))×(12) （小数点以下３位未満切捨て） (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	18	
個別試験研究費割合の計算	各連結法人における平均売上金額 （別表六の二(七)「10」）	9	円	個別税額控除相当額 (5)×((15)又は(18))		19	円
	個別試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	10		各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 （各連結法人の(19)の合計）		20	
				一般試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 （別表六の二(五)「25」）×$\frac{(19)}{(20)}$		21	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）